

西之表市監査委員公表 第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 21 日

西之表市監査委員	廣瀬	正和
西之表市監査委員	田添	辰郎

令和 6 年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

施設	指定管理者	所管課
西之表市立児童館 (かもめ児童館・美浜児童センター)	社会福祉法人西之表市 社会福祉協議会	福祉事務所
西之表市指定文化財種子島家住宅 (赤尾木城文化伝承館月窓亭)	赤尾木城文化伝承館月 窓亭ひとつ葉の会	社会教育課

4 監査の着眼点

(1) 協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか。

ア 施設管理業務の実施状況

イ 施設の利用状況

ウ 安全確保への配慮

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象となる公の施設の管理運営業務について、提出された資料を審査し、所管課の説明を求め監査を実施した。また、各施設における貸与備品についても監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室及び各施設

(2) 実施日程

令和 7 年 1 月 17 日（金）例月現金出納検査終了後から

7 監査の結果

監査の結果、当該施設の管理運営業務については、概ね適正に執行されていると認められた。また、貸与備品についても概ね適正に管理されているものと認められた。

なお、美浜児童センター遊戯室の床の一部損傷及び当該センター外壁の一部劣化が見られることから、計画的な修繕に努められたい。